

新日本窒素労働組合と水俣病患者支援団体、 患者組織との連携関係の分析

鈴木 玲

はじめに

- 1 問題意識
- 2 新日本窒素の労使関係の概要、新日窒労組が水俣病問題に取り組むようになった背景
- 3 新日窒労組の水俣病患者支援団体、患者組織との連携関係
結びにかえて

はじめに

本稿は、新日本窒素労働組合（新日窒労組）と水俣病をめぐる社会運動（支援団体・患者組織の運動）との連携関係の形成と展開について検討する。新日窒労組は、新日本窒素（65年よりチッソと社名変更）の企業別組合であり、1962年7月から183日間闘われた安定賃金反対闘争（安賃闘争）の際の組合分裂・第二組合結成（62年7月）までは、同社の唯一の組合であった。新日本窒素は、水俣湾に有機水銀を含む排水を流し、水俣湾沿岸に住む多くの住民に有機水銀中毒（水俣病）を引き起こした公害発生企業である。新日窒労組は1968年より、水俣病問題に取り組み、企業別組合の枠組みを超えて水俣病患者支援団体・患者組織と連携をした。公害発生企業の企業別組合が自らの企業が引き起こした公害問題に取り組むことは、例外的事例である。また、組合と社会運動との連携関係も一時的な共闘ではなく、継続的に維持された。本稿は、（1）新日窒労組は、なぜ企業別組合の枠組みを超えて水俣病患者支援団体・患者組織と連携したのか、（2）新日窒労組は連携パートナーとどのような関係を結んだのか、連携関係が継続した理由は何か、という2つの研究課題について考察する。

本稿は、第一に2つの研究課題の背景にある、中範囲理論に基づいた分析枠組から導かれる問題意識について検討する。第二に、新日窒労組と新日本窒素（チッソ）との労使関係の概要および新日窒労組が水俣病問題に取り組むようになった背景を検討する。第三に新日窒労組と支援団体（水俣病対策市民会議〔市民会議〕、水俣病を告発する会〔告発する会〕）、患者組織（訴訟派、自主交渉派）との連携関係の特徴について検討する。

1 問題意識

(1) 労働組合が社会運動と連携をする条件とは何か

労使関係論は、労働組合を労使関係制度内のアクターとみなし、労働組合が社会運動組織などの制度外アクターと連携することを前提としない。すなわち、労働組合が労使関係制度に組み込まれている度合いが高い場合、労働組合は団体交渉や労使協議、あるいはルール化された労働争議を通じて賃金や労働条件の向上などの経済的利益を追求し、労使関係制度の枠外にある社会運動組織と連携する可能性が低くなる。労使関係制度に組み込まれた労働組合の事例は、日本の労使協調を志向した企業別組合あるいはアメリカのビジネス・ユニオニズムを志向した労働組合に代表される⁽¹⁾。

では、どのような条件の下、労働組合は社会運動組織と連携するのか。先行研究は、主に2つの要因が労働組合と社会運動組織の連携を促進すると指摘する。第一に、労働組合が社会運動組織との連携を模索するのは、主に労使関係制度が経営者や新自由主義国家の攻撃により弱体化する「脱制度化」の段階であるということである。労使関係の「脱制度化」段階では、労働組合と経営者との権力バランスが前者に不利（後者に有利）になり、労働組合は経営者と相対的に対等な関係で交渉できなくなり、さらに、経営者が労働組合を交渉相手として認めなくなる事例も生まれる。そのため労働組合は、組合員の利益を独自の交渉力・組織力で守れなくなり、制度の枠を超えたアクターとの連携を模索ようになる。このような労使関係の「脱制度化」による労働組合と社会運動との連携の模索は、アメリカの労働運動の事例に顕著に現れた⁽²⁾。

第二の要因は、労働組合の「戦略的能力」(strategic capacity)である。「脱制度化」要因が労働組合を外部環境に受動的に対応するアクターと捉えるのに対し、第二の要因は労働組合を外部環境が与える機会を戦略的に取り入れることができる能動的なアクターと捉える。労働組合が置かれている環境が厳しい場合でも、戦略的な能力をもつ組合は脱制度化を制度に縛られず革新的な組織化を行う「機会」として捉える。その典型的な事例は、アメリカSEIU（全米サービス従業員組合）がコミュニティ組織や社会運動組織と連携して、ロサンゼルスなどの大都市で働く移民労働者を中心としたビル清掃労働者を組織化した、「ジャンターに正義を」(Justice for Janitors)キャンペーンである(Milkman 2006)。では、労働組合はどのような条件で戦略的能力をもつことができるのか。Kim VossとRachel Shermanは、カリフォルニア州のローカル組合の再活性化の条件に関する研究で、労働組合の組織内部の危機に伴い新しい組合リーダーが参入すること、そして新たな組合リーダーが他の社会運動（コミュニティ運動、農民組合運動、学生運動など）の活動家を経験したことが、労働組合を再活性化させると指摘した。そして、これらの新しいリーダーは、過去の社会運動の活

(1) ただし、制度化された労使関係においても、労働組合の産業レベルあるいは全国レベルの組織は、企業レベルの組織よりも制度枠外のアクター（とくに政党）と連携する傾向にある。

(2) 例えば、90年代後半のデトロイトの新聞社争議を分析したChris Rhombergは、経営者の組合敵対政策により長期に激しく闘われたこの争議を「第二次大戦後のアメリカ労使関係システムの崩壊による紛争関係」と特徴づけ、経営者の攻撃にさらされ防御的になった労働組合が社会運動ユニオニズム的組織化方法に頼り、市民社会の社会運動組織の支援を得ながら争議を闘ったことを指摘した(Rhomberg 2010)。

動家の経験に基づき、社会的不正義について広い視点を持ち、既存の組合活動の枠組みにとらわれないビジョンを示すことができ、通常の組合承認手続きを経ない組合組織化やコミュニティ組織との連携などの革新的な戦略を主導できると論じた（Voss and Sherman 2000）。

これらの要因は、文脈が異なる60年代の日本の新日室労組の社会運動組織との連携にも当てはめることができるのか。本稿は以下の分析で、これらの要因が一定程度当てはまることを指摘する。

（2）労働組合と社会運動の連携（同盟）関係の類型

先行研究は、欧米およびオセアニア諸国の事例に基づいて、労働組合と社会運動組織の連携あるいは同盟関係の類型を提示した。これらの類型は、重複する部分があるものの、連携関係で注目する側面が異なる。Carola Frege他は、労働組合と社会運動組織の利益の関係に注目して、3つの同盟関係の類型（前衛型 [vanguard coalitions]、共通目的型 [common-cause coalitions]、統合型 [integrative coalitions]）を挙げた。前衛型の同盟では、労働組合が広義の階級的利益を代表する組織として主導的役割を担い、社会運動組織は労働組合に支援や連帯を提供する組織として従属的役割を果たす。共通目的型では、労働組合と社会運動組織は対等な立場でそれぞれの利益を追求しているが、お互いの利益が一致あるいは補完関係にある場合に同盟関係を結ぶ。この類型の同盟関係は、パートナーのどちらかが自らの利益に合致しなくなると同盟を解消するため、不安定であるとされる。統合型の同盟では、労働組合がジェンダーや環境問題などの社会運動が追求する目的を自らの問題として取り込み、これらの問題に取り組む社会運動組織を支援する。ただし、労働組合が取り込む社会運動の課題は、組合員の経済的利益などの労働組合の中核的な利益と抵触しない、相対的に「コストが少ない」課題であるとされる（Frege et al. 2004, 141–144）。

Brian Obachは、連携パートナーの利益関係の変化に注目して、労働組合と環境運動団体の同盟関係を、手段的協力（instrumental cooperation）、妥協的協力（compromise cooperation）、そして啓発的協力（enlightened cooperation）の3つに分類した。手段的協力は、上記の共通目的型同盟に対応するもので、最も多くみられる同盟関係である。Obachは、労働組合や環境運動団体の利益が静態的ではなく相互関係を通じて変化する可能性がある動態的なものとみなす。そのため、労働組合と環境運動団体は交渉を通じて当初相反するとされた目標（例えば、雇用機会確保と環境保護）を部分的に修正して同盟関係を結ぶことができる（妥協的協力）。さらに、継続した協力関係を通じた「組織的学習」により、労働組合と環境運動団体がお互いの課題を自らのものとして取り込み「啓発的協力」を形成する可能性もある（Obach 2004, 131–134, 201）。

Amanda Tattersallは、労働組合とコミュニティ組織の連携の継続性に注目し、限定的（ad hoc）関係、簡素な同盟（simple coalition）関係、深い関与（deeply engaged）関係の3つの関係の類型を挙げた。限定的関係は、労働組合が争議などの緊急時にコミュニティ組織の支援を求める一時的な関係、簡素な同盟関係は、特定の課題に基づいた短期的な連携関係、そして深い関与の関係は、組織間の相互信頼と共有する利益に基づいた長期的な関係である（Tattersall 2006）。これらの3つの関係は、Obachの3つの類型に対応するものとみることができ、Tattersallの類型の特徴は、組合員が連携関係にどの程度関与するのか注目することである。すなわち、限定的および簡素な同盟関

係では、コミュニティ組織との連携に関与するのは職場から離れた組合リーダーや組合役員に限られる。他方、深い関与の連携関係では、一般組合員も連携関係の意義を共有して、コミュニティ組織と組合が共有する課題についての組合員教育や諸活動に積極的に関与するとされる（Tattersall 2006）。

本稿は、新日窒労組と水俣病患者支援団体・患者組織との間の連携関係の特徴を、これらの類型と関連付けて検討する。

2 新日本窒素の労使関係の概要、新日窒労組が水俣病問題に取り組むようになった背景

（1）安賃闘争終結までの労使関係

新日窒労組は、1951年に結成され、同年に合化労連に加盟した。新日窒労組は、安賃闘争を契機に新日本窒素水俣工場新労働組合（新労＝第二組合）が62年7月に結成されるまで、新日本窒素の唯一の組合であった。新日窒水俣工場では、職員・工員の身分差別が他の企業よりも長く続いた。職員・工員の差別は、学歴と出身地に基づき、水俣出身の中卒（あるいは高等小学校卒）労働者は工員として差別された⁽³⁾。そのため、組合は1953年に職工身分撤廃を求めて40日間のストライキを闘った。争議の結果、組合は社員・工員の名称の廃止などの形式的な「勝利」を勝ち取ったものの、職工身分格差はその後実質的に続いた（菊地 1983, 282－283）。

新日窒労組は、1962年7月から63年1月にかけて183日にわたる安賃闘争を闘った。この長期にわたる争議は、1962年春闘で組合が賃上げや労働条件改善の要求をしたのに対し、経営側が従来の労使慣行をやぶり4年間の「安定賃金」⁽⁴⁾を回答したことに端を発した。経営側は、安定賃金により新日窒労組を合化労連の春闘（産業別統一闘争）から離脱させ、組合の力を弱めることをねらった。その背景には、労使関係を「協調化」させて、長期合理化計画（電気化学から石油化学への転換、水俣工場から五井工場への生産拠点のシフト）を円滑に推進するという経営側の意図があったとされる（花田 2013a；岡本 2013）。他方、新日窒労組は合化労連の産業別統一闘争に従い毎年の春闘を闘う方針をとり、「4年間のわずかな賃上げを自動的に保証される反面、この間スト権を事実上奪われる」として安定賃金に反対した。さらに、経営側が安定賃金による組合の「武装解除」をテコに人員整理を含めた合理化を進めるのではないかという組合員の不信感もあった（菊地 1983）。団交は暗礁に乗り上げ、組合と経営側は無期限ストと全面ロックアウトという長期の労働争議に突入した。安賃争議は、地労委のあっせん案の労使双方の受諾（1963年1月）で終わった。あっせん案には、62、63年の賃上げ額（64年は地労委の仲裁）、争議指導者2人の自主退職の承認が盛り込まれていた。また、水俣工場の「過剰人員」については、「希望退職を募

(3) 例えば、賃金制度では工員が日給、職員が月給であった。また定年年齢も、工員が50歳、職員が55歳と差別があった。

(4) 会社回答（安定賃金方式）は、「62年は同業他社の平均妥結額より500円低い額、63年はその妥結額に500円を加算した額、64年、65年は同じく1,000円を加算した額」であった。他方、会社は合理化による人員整理を行わない前提で、組合の合理化への協力を求めた（花田 2013a）。

る等の方法により整理を行う」とした。

無期限スト・ロックアウト開始の翌日（7月24日）、組合分裂が起きた。新日本窒素水俣工場新労働組合（新労）が、「係長、主任、学卒の寮生、反主流の批判派代議員・組合員よりなる民主化グループ」により結成された。新労は安定賃金を経営側と妥結し、強行就労に踏み切り、それを阻止しようとした新日窒労組・支援オルグと衝突した（8月11日に新労組合員はピケを突破して工場に入った）。経営側は、強行就労・生産再開の成功により「数週間で、第一組合は壊滅する」と想定していたが、新労組合員数は

表1 新日窒労組と新労の組合員数の変化

	新日窒 労組	新日窒労組から新労への「ドロップアウト」の数（希望退職者や他工場への異動者は含まない）	新労
1962	*3,400		—
1963年1月	2,400	} 581	990
1963年12月	1,655		1,522
1964**	1,628		1,455
1965	1,537		1,442
1966	1,467	20	1,427
1967	1,385	6	1,378
1968	1,278	3	1,306
1969	1,184		1,197
1970	861	38	—
1971	630		970
1972	576		958
1973	523		837
1974	493		810
1975	457		835
1976	423		842

*組合分裂前の組合員数。

**1964年以降の新日窒労組、新労の組合員数は、それぞれの組合が毎年の組合選挙で報告する組合員数に基づく。その他、石田（1981）、新日本窒素労働組合写真集編集委員会編（2006）を参考にした。

想定通り伸びなかった（63年1月の争議終了時の新日窒労組と新労の組合員数はそれぞれ約2,400人、約990人）（菊地 1983, 290, 301）。新労の組合員数は、争議後の新日窒労組組合員に対する激しい切り崩しにも拘わらず、徐々にしか増加しなかった（表1を参照）。これは、他の民間企業の事例（争議に伴う第二組合結成による第一組合の急速な減少、第二組合主導による協調的労使関係の形成）とは異なった展開であった。新日窒労組が組織力を維持できた要因として、花田昌宣は新労（第二組合）が「大卒や高卒採用の他県出身者」で水俣の「地縁血縁と無縁」な人達が中心になって結成されたこと（その含意は、水俣出身の中卒労働者が新日窒労組の基盤になり得たこと）、争議の深層に「会社による情宣の裏切り」⁽⁵⁾があったこと、新日窒労組が民主的に運営されていた組織であったこと（「職場組合組織と職場討議、毎週のように開かれる代議員大会、ことあるごとの一般投票など、非常に手間ひまかけた組織運営」）、そして組合が地区別組織（居住地域ごとの組合員組織）や主婦の会を組織化・強化して地域での存在感を強めたことなどを挙げた（花田 2013a）。

（2）安賃闘争後に組合が置かれた厳しい状況、水俣病問題に直ちに取り組まなかった理由

安賃争議後、経営側は新日窒労組の勢力を弱めるためあらゆる手段をとった。経営側は、争議後

(5) 花田によれば、「他から来た管理職や下級職制たちが、組合員の間に分断をもちこみ相互の信頼関係を解体しようとした」ために「地場の労働者の（会社に対する）信頼の一線を越え」たとされる（花田 2013a, 37）。

の11次にわたる分割就労（組合員の四分の三が争議前と別の職場に配属され、「労働者の誇りを破壊する」作業を与えられた）、上司や新労組組合員による組合脱退の説得・脅迫に加え、3次にわたる希望退職募集（63年5～9月）を行った。希望退職募集では組合員を対象に執拗な退職勧奨が行われ、新日室労組は「希望退職に名をかり」た「激しい組織攻撃と差別が行われた」と批判した（菊地 1983；石田 2013；合化労連新日室労組 1963, 35）。さらに、関連会社（南九開発）が設立され、新会社への転籍が通告されたもの（310人）の87パーセントは新日室労組組合員であった（表2参照）。このような経営側の組合敵視政策と組合の抵抗の過程で、「第一組合の中から、水俣病患者への

連帯の思想が芽生え」たとされた（菊地 1983, 308）。安賃闘争およびその後の労使対立が組合員の意識におよぼした変化につ

表2 水俣工場の合理化政策（63年）

合理化政策	時期	応募者・対象者	
		新日室労組 組合員	新労組組合員
希望退職募集（第1次）	63年5月22日～6月11日	88	18
希望退職募集（第2次）	63年7月24日～8月19日	96	13
希望退職募集（第3次）	63年9月13日～20日	11	3
南九開発への転籍（会社側通告）	63年11月1日	269	41

（石田 2013, 70；新日本窒素労働組合写真集編集委員会編 2006）

いて、1970～78年に執行委員長を務めた岡本達明は次のように述べた。「水俣という同じ地域社会に住んでいて、第一組合の労働者は10年以上もの間水俣病患者を見ることがなかったか。否である。……会社が組合を分裂させ、以後行ったあらゆる差別、いやがらせ、切り崩しとたたかいぬいてきて、（組合員は）ようやく自由な労働者の精神を確立し、その自由な精神をもってはじめて水俣病患者家族をみることでできたのである」（岡本 1971）。

しかし、63年1月の安賃闘争終了から68年8月の定期大会での大会決議「何もしてこなかったことを恥とし水俣病と闘う！」（恥宣言）までは、新日室労組は水俣病問題には取り組んでいない。その理由として、2つの要因を考えることができる。第一に、新日室労組が経営側の合理化政策や組合敵視政策への対応に迫られていたこと、その対応が企業内闘争であったことである。岡本達明は、「安賃争議中も争議終了後もチッソと闘うことに必死で、水俣病患者のことは組合の念頭に全くなかった」と述べた（岡本 2013, 101）。また70年代に執行委員を務めた松崎次夫は、新日室労組の闘いが企業の枠内で行われていたと指摘した。彼は「安賃闘争を契機にして、チッソを憎み徹底的に“労働者として”たたかってきた。……（しかし）チッソを自分の身体の中から排除できなかったのだ。……会社を憎み、抵抗し、がむしゃらにたたかっていながら、身体の中にはチッソという企業のシミが残っていたのである」と論じた。そして、67年に経営側が発表した「5ヵ年合理化計画」を契機に「やがて俺たちは（企業に）“捨てられる”ということを、そのころから実感として受けとめはじめた。……捨てられるまえに、こちらが企業を捨てるという考えに立たないと勝ちめはない」という考え方（思想）をもつようになったと指摘し、そしてそのような思想形成が組合の水俣病問題への取り組みの背景であると示唆した（松崎 1970, 8）。

第二に、組合員の水俣病の被害規模の認識である。組合および組合員は、水俣工場の排水が水俣病の原因であると認識していた。例えば、新日室労組機関紙『さいれん』は63年末の2つの記事

で、工場排水により多くの人が水俣病になり苦しんでおり、死者も出ていることに触れている（『さいれん』63年11月19日付、12月10日付）。しかし、当時（60年代半ば）の水俣病の被害規模の認識は、不知火海沿岸の広範囲の被害拡大が明らかになった70年代以降の認識とは大きく異なった。68年1月時点の被害状況は、認定患者111人（うち42人が死亡）であったものの、被害はこれ以上あまり拡大しないであろうと考えられていた⁽⁶⁾。一部の組合員はサイクレーター⁽⁷⁾が「見せかけ」であることを知っていたが（これは、72年3月の組合員の水俣病裁判での患者側証言で明らかにされた）、新日窒労組の組合員の多くは、水俣市民と同様に、59年の新日窒と水俣病患者家族互助会の「見舞金契約」⁽⁸⁾と水俣工場での「サイクレーター」設置により、水俣病問題が一応解決したという認識であった⁽⁹⁾。このような限定的な被害規模の認識が、安賃闘争後に新日窒労組が水俣病問題に直ちにに取り組むことを妨げた一要因であったと考えられる。

他方、68年以降の組合と水俣病患者支援団体・患者組織との連携の「素地」もこの時期につくられた。具体的には、新日窒労組の一部の幹部と水俣病問題に関わっている水俣市民との間でネットワークが安賃闘争中および闘争後に形成された。これらの市民は松本勉、赤崎覚、石牟礼道子、日吉フミコらで、68年1月に結成された水俣病対策市民会議の中心メンバーであった⁽¹⁰⁾。このうち、松本勉、赤崎覚、石牟礼道子は「水俣文化集団」を安賃闘争中につくり、新日窒労組を支援するとともに、新日窒の水俣病に対する責任を追及するピラを出した（菊地 1983）。また、松本勉は市職労組の書記長を務め、水俣地協（水俣地区の総評系の組合の地域組織）の事務局長にもなった。そのため、地協の最大組織であった新日窒労組の幹部との接点があり、新日窒労組の幹部、活動家なかに「非常に活動的、実際に動く人間」がいることを知り得た。その接点が松本を市民会議結成に踏み切らせた重要な要因であったとされる（松本 1973, 388）。新日窒労組の幹部のなかでは、岡本達明（1970～78年の執行委員長）が重要な役割を果たした。岡本は、東京大学法学部を卒業し57年に新日窒に入社し、組合分裂後に新日窒労組に残った唯一の大卒者であった。岡本は、安賃闘争当時福岡営業所にいたが⁽¹¹⁾、64年に専従の執行委員（教宣部長）になり、松本勉らの水俣病問題に関わっている水俣市民のネットワークの主要なメンバーとなった。68年8月の「恥宣言」は、岡本教宣部長が提案し執筆したとされる。執行委員会では、この大会宣言への反対

(6) 山下善寛氏（元新日窒労組委員長）聞き取り、2013年12月7日。石田博文氏（元新日窒労組執行委員）聞き取り、2013年6月29日。

(7) 新日窒は59年末に、工場排水の浄化を見せかけた「サイクレーター」を設置した。しかし、サイクレーターは実際には有機水銀の除去には使用されず、工場は有害な排水を海に流し続けた。

(8) 新日窒と患者家族互助会が59年12月に結んだ「見舞金契約」により、会社は水俣病患者に少額の「見舞金」（死亡者には30万円、生存者には年金10万円）を支払うことになったが、水俣病の原因が工場排水であることを認めなかった。さらに、「乙（患者側）は将来水俣病が甲の工場に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わないものとする」という条項が盛り込まれた（73年の熊本地裁判決で、この条項は「公序良俗に違反する」として無効になった）。

(9) 小林直毅は、59年の「見舞金契約」により水俣病事件が「解決」したという「メディア言説」が60年代前半に構築されたと論じた（小林 2011）。

(10) 松本と赤崎は市役所職員、石牟礼は作家、日吉は水俣市会議員（63年の初当選までは小学校教頭）であった。

(11) 岡本は最初水俣工場に配属されたが、会社に「目をつけられて」、大阪事務所、福岡営業所と転勤になった（石田博文氏聞き取り、2013年6月29日）。

論（「運動で（水俣病問題）を乗り越えればよい」「大会宣言ですほどのことはない」「そもそも組合がすることなのか」等）があったものの、議論の結果、最終的には合意に達した（石田 1981, 2013）。

（3）考 察

第1節で検討した労働組合と社会運動が連携する条件は、本事例にどのように当てはめることができるのか。前節が指摘した第一の条件は、労使関係が新自由主義経済の文脈で「脱制度化」し労使の権力バランスが組合に不利になることである。本節で検討した新日窒（チッソ）の事例では、新自由主義経済の下ではないものの、労使関係の脱制度化が起きた。すなわち、安賃闘争を境に、それまでの協調的とはいえないものの相互の存在を認めた関係から、経営側が新日窒労組の勢力を徹底的に弱めようとする敵対的な関係に労使関係が転換した。その結果、労使がお互いの存在を認めて自律的に話し合う場が少なくなり、地労委のあっせん・和解案や地裁・高裁の仮処分決定・和解勧告などの第三者の介入によって初めて労使が交渉・妥結するパターンが多くなった。その意味で、団体交渉の場が「壊され」⁽¹²⁾、労使関係は「脱制度化」したといえる。このような厳しい状況のもと、新日窒労組はまず他の組合（合化労連本部と傘下組合および三池労組）との連携を強めた⁽¹³⁾。さらに、激しい組合攻撃により組合員が企業意識の「呪縛」から相対的に自由になったことで、組合が労使関係の枠を超えて水俣病問題に取り組む「素地」が形成されたと考えることができる。

第二の条件の労働組合の「戦略的能力」を本稿の事例に当てはめるのは難しい。しかし、水俣出身のブルーカラー労働者が中心の新日窒労組の「外部者」である岡本達明（大卒ホワイトカラー）が64年以降新日窒労組の専従になったことは、VossとShermanが組合再活性化の条件の一つとする「新しい組合リーダーの参入」に相当するとみることができる。異なったバックグラウンドをもつ組合リーダーによってこれまでの組合のあり方にとらわれない政策が打ち出されるとされるが、新日窒労組の「恥宣言」決議とそれを契機とした患者支援団体・患者組織と組合の連携は岡本の組合執行部への参入により生まれた「戦略的能力」の反映であると（仮説的ではあるが）考えられる。さらに次節で検討するように、岡本の指導のもと新日窒労組が水俣病を「社会問題化」させたことは、患者家族への補償問題や水俣工場の撤退問題・チッソの経営危機に対応する組合の「戦略的能力」の発揮とみることができる。

(12) 団体交渉の場が「壊される」という概念は、Chris Rhombergのデトロイト新聞争議を分析した単著*The Broken Table* (Rhomberg 2012) からヒントを得た（脚注2を参照）。

(13) 例えば、合化労連青年婦人部により「水俣の火をひろげる会」が63年9月に結成され、各組合のカンパによる「現地派遣運動」が毎年秋に行われた。また、64年10月に「水俣激励大集会」が開かれ、総評と合化労連のオルグ161人が新日窒労組組合員と交流した。さらに、合化労連の中央委員会が、67年9月に新日本窒素の「団結大運動会」に合わせて開かれ、「水俣の火をひろげる会」の派遣者も来水した（『合成化学』64年10月20日付、67年10月1日付；『さいれん』63年10月19日付；井上 2011）。

3 新日室労組の水俣病患者支援団体、患者組織との連携関係

新日室労組は、68年8月の「恥宣言」以降、水俣病患者支援団体や患者組織と連携関係を結んだ。本節は、「訴訟派」患者が勝訴した水俣病第一次訴訟の熊本地裁判決（73年3月）を踏まえた患者組織とチッソの賠償協定の調印（73年7月）までの連携関係を検討する。新日室労組はこれらの支援団体と患者組織の活動を支援する立場をとり、会社に患者への十分な補償と水俣病の企業責任を明らかにすることを求めたが、実際に支援団体の活動に関与した組合員は幹部や一部の活動家に限られていた。さらに、水俣病患者支援団体などの日本の「市民運動団体」は市民や活動家の緩やかなネットワークとしての性格が強く、リーダーシップ・メンバーシップから構成された明確な組織形態をとらない。そのため、組織と組織の関係を前提とする労働組合と社会運動の連携関係の分析枠組（とくに第1節第2項で検討したもの）を新日室労組と水俣病市民会議や告発する会の関係に当てはめることができるのかという疑問も生まれる。しかし欧米やオセアニア諸国の事例に基づいた先行研究も、一般組合員が連携関係に関与することを必ずしも前提としていない（例えば、Tattersall 2006）。また本稿は、労働組合と社会運動の連携が組合幹部・活動家と社会運動参加者から構成される個人的ネットワークという形態をとる場合でも、運動間の連携関係が国家や企業の権力から相対的に自律した市民社会の領域で活動する限り、先行研究の分析枠組が一定程度当てはまるという立場をとる。

（1）新日室労組が連携した水俣病患者支援団体および患者組織について

新日室労組は水俣病問題に取り組むにあたり、水俣病対策市民会議（70年に「水俣病市民会議」に改称）および水俣病を告発する会（告発する会）と連携した。水俣病患者は、1957年に「水俣病患者家庭互助会」を結成し、59年12月に新日室と「見舞金契約」を結び一時金または年金を受け取っていた。68年9月の水俣病の原因がチッソ水俣工場の排水であるとした政府の公式見解後、患者家族の間でチッソに対する補償金請求の方針について意見が分かれ、69年4月に「一任派」（61世帯）と「訴訟派」（29世帯）に分裂した。新日室労組、市民会議、および告発する会は、「訴訟派」および新認定患者から構成される「自主交渉派」の患者家族を支援した。

水俣病対策市民会議は、68年1月に約40人で発足した。市民会議の結成の契機は、新潟水俣病患者の代表団を水俣に受け入れるためであり、結成呼びかけの中心は水俣地協傘下の組合員であった（松本他編 2001）。市民会議の事務局長には、松本勉水俣地協事務局長、会長には日吉フミコ水俣市議員が就いた。市民会議の目的は、「①水俣病を公害認定させること②皆さん（水俣病患者）を物心両面から支援すること③水俣病のような悲惨な公害を絶滅すること」であった（『水俣病対策市民会議ニュース』68年12月19日付）。市民会議は個人加盟方式をとり、会員は「チッソの労働者、教師、医師、公務員、ケース・ワーカー、作家、2人の市議会議員など」であった（飯島 1970, 36）。会員の多くが新日室労組、日教組、自治労など水俣地協傘下組合の組合員で占められていたが、後で述べるように市民会議が労働組合に「牛耳られる」ことはなかった。

水俣病を告発する会は、69年4月、高校教師で高教組活動家の本田啓吉ら30人で、訴訟派患者の裁判活動を支援するために熊本で結成された。告発する会は、市民会議が「『裁判になったら、

とても（水俣病対策）市民会議だけでは力が足りない。熊本市で患者支援の組織をつくってほしい』という依頼に応じて結成され、市民会議と連帯して活動を行った。告発する会は、裁判支援とともに水俣病裁判支援ニュース『告発』を月刊で刊行した（本田啓吉先生遺稿・追悼文集刊行会編 2007, 171～173）⁽¹⁴⁾。この新聞の刊行は、水俣病患者支援活動の「地理的スケール」を水俣市から全国に広めるのに重要な役割を果たした。とくに厚生省の水俣病補償処理委員会が70年5月に一任派患者に対して示した低額な補償金に対する東京での抗議活動を契機に、水俣病問題への関心が全国に広がり、「東京をはじめ全国各地に『××水俣病を告発する会』が生まれ」た。これらの「告発する会」は、緩いネットワークで結ばれ、「本部」や「支部」の縦関係は生まれなかった（本田啓吉先生遺稿・追悼文集刊行会編 2007, 176；George 2001, 196）。

市民会議と告発する会は新日窒労組とともに、訴訟派と自主交渉派の患者組織を支援した。訴訟派患者は、69年6月にチッソを相手取り熊本地裁に慰謝料請求を提訴した。市民会議と告発する会は、69年9月に「水俣病裁判を理論面から支援」するために水俣病研究会をつくった。研究会には、富樫貞夫や原田正純などの法学、医学の専門家だけでなく、丸山定巳（社会学者）、石牟礼道子（作家）、岡本達明や山下善寛（新日窒労組組合員）など、さまざまな分野の人たちが参加し、70年8月にまとめられた報告書『水俣病に対する企業の責任』は、その後の裁判の展開に大きな影響を与えた（本田啓吉先生遺稿・追悼文集刊行会編 2007, 406～497；George 2001, 198-199）。自主交渉派は、71年10月に新たに認定された川本輝夫を中心とした水俣病患者のグループで、チッソとの直接交渉を求め東京のチッソ本社前に71年12月より18カ月間テント座り込みを行うなど戦闘的な行動をとった。座り込みは主に東京の告発する会から支援を受け、新日窒労組組合員数人は、市民会議のメンバーとして座り込みに参加した⁽¹⁵⁾。

（2）新日窒労組はどのような連携関係をつくったのか

新日窒労組の主要な連携パートナーは、水俣病対策市民会議であった。組合員に対し、市民会議への個人加盟を呼びかけ、69年5月までに約500人の組合員（組合員の約半数）が市民会議に加盟した（『さいれん』69年5月20日付）。700人いる市民会議の会員の7割を占めたことになる。ただし、市民会議に加盟した組合員が全て積極的に参加していたわけではない。例えば、転勤で水俣を去る組合員は『さいれん』に寄せた手記で、「たゞ水俣病市民会議の名前だけでの会員として会費を納めているにすぎなかった」と反省している（『さいれん』70年9月8日付）⁽¹⁶⁾。形だけ入っている組合員を含め市民会議の過半数を占めたものの、新日窒労組は市民会議を支配することはなく、「市民会議を大切にしておの方針に従」い、「個人参加のルールは厳しく守った」とされる（岡本 2013, 102）。

(14) 『告発』は1969年6月に創刊され、73年8月まで刊行された。創刊号は3,000部発行されたが、発行部数は70年には1万に達した。

(15) 山下善寛氏聞き取り、2013年12月7日。

(16) 石田博文（元執行委員）は、市民会議に形だけ入る組合員について、「結局水俣病を活動する人を、側面的に支えてやるということで、（加盟）したんじゃないかと思います。そんな全体的な運動にはなりませんから」と述べた（石田博文氏聞き取り、2013年6月29日）。

水俣病第一次訴訟が始まると、岡本達明、山下善寛など4人の組合員が「市民会議の裁判班」として活動し、上記の水俣病研究会に偽名で参加してチッソの内部情報を提供した。その他の組合員も裁判闘争へのカンパや裁判傍聴などを行った。72年3月には新日窒労組組合員3人と退職した組合員5人が水俣病裁判第33、34回口頭弁論において、「チッソの人間性無視の企業体質」「水俣工場の危険性、安全性無視の生産実態」を患者側から証言した（岡本 2013；山下 2004；George 2001；合化労連新日本窒素労働組合 1972a；新日本窒素労働組合 2010。表3を参照）。熊本地裁が73年3月に原告勝訴の判決を出すと、訴訟派と自主交渉派は統一交渉団をつくり、具体的な補償額についてチッソと東京本社で直接交渉を行った。新日窒労組の組合員は、患者側の交渉団のまとめ役を担い、交渉の席にも同席した。組合の支援を受けた交渉団は、73年7月9日に補償協定書をチッソと結んだ（新日本窒素労働組合 2010）⁽¹⁷⁾。

支援団体の活動に参加して水俣病患者を支援した組合員は幹部、活動家層に限られていたものの、水俣病患者支援に一般組合が「動員」された事例もあった。最も規模が大きい事例は、70年5月27日に新日窒労組が打った「公害スト」である⁽¹⁸⁾。このストライキは、5月25日に一任派患者に対して出された水俣病補償処理委員会の低額なあっせん案に抗議して実施された。組合執行委員会は抗議声明を出すとともに、「水俣病に対するチッソの企業責任をストライキで追求する」決意を示した。27日に新日窒労組が打った8時間ストは、水俣病問題だけでなく、当時会社が行っていた「自宅待機」（69年11月から70年12月まで実施された措置（給料6割支給）で、新日窒労組組合員73人、新労組組合員20人が対象となった）に抗議する目的もあった。ストライキ当日は、患者家族と組合員が水俣工場正門前で「水俣病慰霊並びに抗議集会」を開いた（『さいれん』70年5月26日付、5月29日付、表3を参照）⁽¹⁹⁾。

新日窒労組は市民会議や告発する会の活動を通じて、水俣病患者家族を支援していたが、しだいに組合員と患者家族が同じような立場にいて共闘関係を強調するようになった。その背景には、新日窒労組が水俣病問題に取り組んだ時期とほぼ同じ時期に、チッソ水俣工場撤退・首切り問題が浮上したことがある。チッソは、1970年7月に水俣工場の「新規事業計画」を発表した。同計画によると、チッソは赤字の原料製造工場を停止して70年7月の1,579人の従業員数を71年3月までに930人に削減し、定年者や他工場配転者を除いた350人を整理対象とし、そのうち250人がチッソより労働条件が悪い誘致工場に（チッソを退職させたうえで）就職させる。そして、残り100人は解雇対象となる。新日窒労組はこの計画を「水俣工場の撤退・首切り」と捉え反対し、71年9月に闘争方針「水俣工場の撤退・首切りにどう対処するか！」を採択した（表3を参照）。この方針は、水俣病患者家族と水俣工場労働者の立場が、チッソに収奪され切り捨てられる意味で

(17) 新日窒労組の組合員は、「分裂寸前」だった訴訟派と自主交渉派の患者をまとめるのに苦労したという。自主交渉派のリーダーの川本輝夫は、「岡本（達明）さんや山下（善寛）さんたち第一組合の人がおったから（補償）協定ができた」と言ったとされる（山下善寛氏聞き取り、2012年11月9日）。

(18) 70年5月の「公害スト」以外では、水俣市が一任派、訴訟派の患者を平等に扱わないことを抗議して69年8月に市役所に座り込んだ訴訟派患者に、新日窒労組組合員200人に合流して共に座り込む事例があった（表3を参照）。

(19) 会社側は、水俣病が労使の交渉事項でないため「違法スト」だとして、夏の一時金を4日分差し引くと通告した。それに対して新日窒労組は、「公害スト」が正当な争議行為だとして地労委に不当労働行為を申し立てた。

表 3 新日窒労組の水俣病問題への主な取り組み

68年 8月30日	新日窒労組、第31回定期大会で大会決議「何もしてこなかったことを恥とし水俣病と闘う」を出す。																												
68年 9月10日	新日窒労組代議員会、水俣病について会社の責任などを追及する6項目の申し入れを文書で行う。会社側団交を拒否。																												
68年 12月15日	水俣病患者及び家族の支援、水俣工場人員削減反対を掲げた「水俣を良くする会」が結成される。新日窒労組を始めとする水俣地協傘下組合や社会党水俣支部、水俣市農民会等が団体加盟。																												
68年 11月1日	新日窒労組代議員会、秋闘スト権投票開票、水俣病問題の項目でスト権が初めて成立（賛成1,068、反対76、白紙9、棄権90）。																												
69年 3月11日	新日窒労組執行部が代議員会に提案した春闘スローガンに「水俣病の責任をとり生命を大切にしろ」が盛り込まれる。																												
69年 4月14日	新日窒労組執行部、代議員会に訴訟派患者に1人あたり100円のカンパをすることを提案。4月22日の代議員会でカンパを決定、訴訟派代表の渡辺栄蔵氏に11万7千円渡す。																												
69年 8月20日	一任派、訴訟派の患者を平等に扱わない市当局に抗議するため訴訟派患者が市役所に座り込み。新日窒労組組合員200人も共に座り込む。																												
70年 4月7日	新日窒労組代議員会、春闘スト権を開票。項目別投票は以下の通り。 <table><tr><td></td><td>賛成</td><td>反対</td><td>白紙</td></tr><tr><td>賃上げ</td><td>726</td><td>15</td><td>14</td></tr><tr><td>退職金</td><td>738</td><td>13</td><td>2</td></tr><tr><td>時短</td><td>731</td><td>15</td><td>6</td></tr><tr><td>完全雇用</td><td>733</td><td>17</td><td>3</td></tr><tr><td>不当解雇</td><td>730</td><td>20</td><td>2</td></tr><tr><td>水俣病</td><td>701</td><td>43</td><td>10</td></tr></table>		賛成	反対	白紙	賃上げ	726	15	14	退職金	738	13	2	時短	731	15	6	完全雇用	733	17	3	不当解雇	730	20	2	水俣病	701	43	10
		賛成	反対	白紙																									
	賃上げ	726	15	14																									
	退職金	738	13	2																									
	時短	731	15	6																									
	完全雇用	733	17	3																									
	不当解雇	730	20	2																									
水俣病	701	43	10																										
70年 5月25日	水俣病補償処理委員会のあっせん案発表を受けて、新日窒労組執行委員会抗議声明を出す。																												
70年 5月26日	新日窒労組、団交で水俣病に関する要求（患者に対して十分な補償をすること、企業責任を明らかにすること）に対する会社の回答をせまる。会社側、「水俣病は社会問題で労使問題でない」と回答を避ける。																												
70年 5月27日	新日窒労組、チッソの水俣病への企業責任と自宅待機撤回を要求して全面8時間ストライキ（4月7日のスト権投票に基づく）。患者と組合員、水俣工場正門前で「水俣病慰霊並びに抗議集会」を開く。会社側、水俣病が労使の交渉事項でないとして夏の一時金を4日分差し引くと通告。																												
70年 9月2日	350人におよぶ工場縮小・首切り計画を受けて、新日窒労組執行部により代議員会に提案された闘争方針「水俣工場の撤退・首切りにどう対処するか!」は、水俣病患者家族と水俣工場労働者の立場が似てきたとこと、水俣工場撤退が「水俣病の犯罪の現場を消し去る」ので社会問題化すると指摘。闘争方針は9月18日の代議員会で、全会一致で決定。																												
71年 1月8～9日	水俣病裁判工場検証で、新日窒労組岡本委員長、松田副委員長、山下執行委員が立会人として、患者家族の立場から会社を告発。																												
71年 4月27日	新日窒労組機関紙『さいれん』、「水俣病弁護団資金の会」への入会呼びかける（これまで熊本県評に参加する組合員の年1人100円カンパで裁判経費をまかなっていたが、これでは足りないため）。																												
71年 11月2日	新日窒労組、会社との直接交渉を求め水俣工場正門前に座り込んでいる新認定患者18人を支援するピラを配布。「私達第一組合は患者家族の人たちを最後まで支援します」と強調。																												
71年 11月19日	新日窒労組、水俣工場正門前で「水俣病患者・家族激励集会」を開催（沖縄返還協定強行採決への抗議も兼ねる）。																												

72年 3月6日	新日窒労組執行部が代議員会に提案した闘争方針「チッソの事態に対して我々はどうたたかうか」は、水俣工場だけでなくチッソ本体が整理されようとしていると指摘し、チッソに資金を貸している銀行が労働者の雇用と水俣病患者家族の補償の鍵を握っているとの見解を示す。闘争方針は3月27日の代議員会で、全会一致で決定。
72年 3月16～17日	新日窒労組組合員（退職者含む）8人が水俣病裁判第33、34回口頭弁論において、「チッソの人間性無視の企業体質」「水俣工場の危険性、安全性無視の生産実態」を証言。
72年 4月7日	水俣病裁判で、新日窒労組組合員5人が原告側証人として出廷。チッソの環境汚染（粉じん、ガス、騒音による住民被害）について証言。
72年 7月12日	新日窒労組組合員大会、決議文で「チッソの主力銀行たる興銀は会長・専務を派遣し、支配を更に強めている。事態は興銀・チッソの利益の故に、この上更に患者家族・労働者が犠牲にされるか、患者家族・労働者が興銀・チッソの犠牲になることを断乎拒否してたたかいぬくかの二者択一である」と主張。
72年 10月17日	新日窒労組代議員会、岡本委員長、山下執行委員ほか組合2～3人が上京する水俣病患者家族、市民会議メンバーに同行することを承認（結審から判決までの期間の第一次行動として）。
72年 10月25～26日	新日窒労組岡本委員長をはじめ4人の組合員、上京団に同行。チッソ本社、興銀本店に対する行動で「水俣病の責任を連帯して即刻とるよう」申し入れ。
73年 3月17日	新日窒労組組合員大会、大会宣言で「我々水俣工場第一組合労働者は、3月20日の水俣病判決を迎えるに当たり、重大な決意をこめて、チッソと興銀に水俣病の責任をとらせ、今後一人たりとも労働者の首切りを許さず、水俣を潰さないため、闘いぬく」と強調。
73年 4月4日	新日窒労組代議員会、春闘スト権投票を開票。要求5項目の一つ「水俣病補償とドベの処理をさせるために実力をもってたたかう」は、賛成470票、反対22票、白紙3、棄権16。同代議員会、東京で再開される訴訟派、直接交渉派患者とチッソの直接交渉に4人の組合員を派遣することを全会一致で承認。

（主に『さいれん』の記事より抜粋、一部「代議員会議事録」「執務日誌」を使用。）

似てきたことと、水俣工場撤退が「水俣病の犯罪の現場を消し去る」ので重大な社会問題になると指摘した。そして、必ずしもスクラップする必要がない製造工場を残すことや水俣工場の利点（廉価で多量にある電力源）を利用した「大量雇用型新規事業」起こすことを会社に要求するとともに、組合が市民、県民、地方自治体、国に対して働きかけ（世論対策）を行い、撤退問題を社会問題化させることを提案した（合化労連新日本窒素労働組合 1970）。新日窒労組の方針を受けて、「水俣をよくする会」（水俣地協傘下の組合、社会党、農民会で構成された組織）が「チッソ会社は水俣工場の縮小をやめ、新規事業を起こし地元の人間の働く場所をつくり、首を切ることなく、生活できるようにして下さい」等を要求した署名運動を行い、当時の水俣市の人口の半数、有権者の三分の二を超える約19,000人の市民の署名を集めた。そして、署名をもとに国、県、市に対して請願を行った（「水俣をよくする会」ビラ70年11月7日付）。水俣工場撤退・首切り問題をめぐる労使対立は71年2月に、誘致工場の賃金をチッソと同水準とすることで一応の解決をみた⁽²⁰⁾。チッソが組合に譲歩した要因の一つとして、「訴訟派患者の闘いにより水俣病が大きな社会問題」になっており、会社と組合が衝突すれば「一層大きな社会問題になることは必至」だったことが指摘されている（岡本 2013, 100）。

(20) 妥結内容は、350人の余剰人員全員を誘致工場に就職させ、（誘致工場に移る者がチッソに退職金を「新会社の建設資金」として貸し付ける条件で）誘致工場の賃金をチッソと同水準とし、チッソが新会社の責任をとり、誘致事業が失敗した場合、（元）社員を再採用するというものであった。

水俣工場撤退・首切り問題では、新日室労組の組合員と水俣病患者家族の共闘は明確な形では現れなかった⁽²¹⁾。共闘関係がより明確な形で現れたのは、チッソのメインバンクである興銀（日本興業銀行）に対する闘争においてであった。新日室労組は水俣工場存続だけでなく、チッソ本体の経営が危機的な状況にあるという認識をもつようになった⁽²²⁾。組合はチッソの財務状況を分析し、チッソの経営状況が主力製品の価格暴落と実質赤字額の累積により悪化していると指摘した。そして、メインバンクの興銀がチッソの存続および労働者の雇用、患者への補償の鍵を握っているととした。72年3月に執行委員会が提案した闘争方針「チッソの事態に対して我々はどうたたかうか」は、闘う相手を「チッソと興銀を中心とする銀行」、闘う同盟軍を「水俣病患者」「水俣の農民」「それを支援する水俣の地域住民」等であるとし、興銀に対し「チッソをつぶさないこと」「労働者の首を切らないよう約束すること」「水俣病の責任をとり、直ちに患者家族に十分な補償を支払うこと」を要求した。そして、労働者の雇用を守り水俣病患者への完全補償を実現するために、「興銀を中心とする銀行が（チッソが支払うべき）数年分の金利をたなあげ」にすることを求めた（合化労連新日本窒素労働組合 1972b；岡本 2013。第3表も参照）。

「興銀闘争」での共闘では、水俣病市民会議や訴訟派、自主交渉派の患者が表に立ち、新日室労組組合員は市民会議や農民会⁽²³⁾の一部として参加した。しかし、新日室労組幹部（具体的には岡本委員長）が合化労連の一部の幹部と相談して興銀闘争の構想をつくったとされる⁽²⁴⁾。また、組合は興銀闘争を念頭に置いていなかった訴訟派、自主交渉派の患者と支援団体に対して「なぜチッソだけでなく興銀と闘わなければならないか」を説明し、72年10月の裁判結審後、闘争を開始した（岡本 2013）。72年10月26日に患者と支援者らは興銀本店を訪れ「チッソと銀行の共同責任においてわれわれの要求補償額を全額支払え」等の要求を文章で申し入れた。73年2月14日には、16人の水俣病患者と市民会議などの支援グループ約100人が再び興銀を訪れ、10月の文書申し入れの回答を得るため興銀頭取との会見を要求した。興銀が会見を断ると、患者と支援者は興銀本店ロビーに警察に排除されるまで10時間に渡って座り込んだ（『朝日新聞』、『読売新聞』73年2月15日付）。さらに73年3月の原告勝訴以降の統一交渉団とチッソの具体的な補償額をめぐる交渉の過程で、交渉団や支援団体（このなかには新日室労組組合員も含まれる）は興銀に対しても実力行使を行い、「興銀は1週間にわたりシャッターを閉ざし、大混乱におちいった」とされる⁽²⁵⁾。患者や支援団体および世論の圧力の結果、興銀や三和銀行などは4月半ばにチッソへの長期貸付残高の

(21) ただし、個々の水俣病患者家族が新日室労組の工場撤退・首切り反対闘争を支援した事例は報告されている（『さいれん』70年9月25日付；山下善寛氏聞き取り、2013年12月7日）。

(22) この当時のチッソの財政状況の悪化は、水俣病患者への補償とは関係がない。認定患者の数が増加し補償金支払いがチッソの経営に影響をおよぼすのは、73年の第一次訴訟判決の後である（花田 2013b）。

(23) 水俣市農民会（農民会）は、水俣工場に水利権や鉄塔のための土地を貸している農民の組織で、メンバーの多くがチッソのOBであったり、家族や親戚がチッソに働いていた。農民会は、新日室労組を支持し、「水俣を良くする会」に加盟した。

(24) 山下善寛氏聞き取り、2012年11月9日、石田博文氏聞き取り、2013年6月29日。

(25) 患者と支援者は4月10日に興銀を訪れた後、数回に渡り興銀に押しかけた。興銀側は「そのたびにシャッターをおろして面会を拒み、あげくのはては菊水会という右翼を雇い、水俣病患者や支援の者に暴力をふるう（4月17日）という……行為に出て来た」とされる（新日室労組ビラ、73年4月23日付）。

金利の半減および「毎月の利子支払い、期限の来る元金返済を向こう3年間繰り下げる」ことを発表した。新日窒労組、患者支援団体、患者組織は興銀闘争での共闘の結果、チッソを経営破綻させることなく、患者側に有利な補償協定を勝ち取ることができた（矢作 2004；岡本 2013）。しかし、一次訴訟判決後の認定患者の急増による補償額の増大により、このような銀行の措置だけでチッソの経営を維持することは不十分となり、78年よりチッソを支援するために熊本県債が発行されることになる（花田 2013b）。

（3）考 察

新日窒労組は68年8月の「恥宣言」以降水俣病問題に取り組み、支援団体（市民会議、告発する会）と患者組織（訴訟派、自主交渉派）と連携した。連携関係の特徴として、①新日窒労組は連携パートナーに対して支配的にならなかったこと、②連携関係を通じて社会運動に関わった組合員は、幹部や活動家の一部の組合員に限られていたこと、③新日窒労組は当初は患者家族を「支援」したが、しだいにチッソ存続という共通の目的で患者家族と「共闘」するようになったこと、を挙げることができる。第1節2項で検討した連携関係の類型は、これらの特徴をどのように説明することができるのか。

①についてみると、新日窒労組は水俣病対策市民会議との関係で「個人参加のルール」を厳しく守り、市民会議の方針に従った。その意味で、連携関係は労働組合が主導的で社会運動が従属的になる「前衛型」連携（Frege et al. 2004）ではなかった。ただし、新日窒労組は他の連携パートナーがもたない「戦略的能力」をもっており、チッソの財務状況を分析することでメインバンクに対する闘争を構想し、患者や支援者が興銀に対して社会的圧力をかける闘争を主導した。しかし、市民会議や告発する会は組合に従属せずに自律的に活動し、前者は水俣市民の間に水俣病患者支援を広める役割、後者は第一次訴訟支援を中心とした水俣病闘争を全国に広める役割をそれぞれ果たした。

②についてみると、新日窒労組の一部の幹部・活動家を除く多くの組合員は、市民会議に形式上加盟したものの、積極的に水俣病患者家族の支援活動に参加しなかった。新日窒労組と市民会議・告発する会および患者組織との連携関係は、組合側では「職場から離れた組合リーダーや組合役員」に限定される傾向にあり、一般組合員が連携関係の意義を共有して積極的に活動に関与する「深い関与関係」（Tattersall 2006）にはならなかった。一般組合員の水俣病問題への関与は、70年5月の「公害スト」および支援集会への参加や機関決定のカンパなど、上から「動員」される形をとった。

③の連携関係の支援から共闘への変化については、関係性が深化したという意味で「共通目的型」から「統合型」への変化とみることができる（Frege et al. 2004）。すなわち、新日窒労組が取り組んだ興銀闘争は、労働組合が「患者の完全補償」という患者支援団体の目標を自らの問題として取り込んだ「統合型」連携関係といえる。興銀闘争は通常の組合活動からは大きく逸脱しているように見えるが、メインバンクに圧力をかけることでチッソの破綻を回避し、患者の完全補償を達成するだけでなく組合員の雇用を守ることができる意味で、労働組合の中核的な利益に抵触しない組合戦略であるといえる。別の言い方をすれば、新日窒労組は統合型連携関係で、水俣工場の撤退やチ

ッソの破綻を水俣病と結びつけて社会問題にすることで、チッソやメインバンクに水俣病補償の責任を取らせると同時に、人員削減や雇用不安に一定の歯止めをかけたのである。

新日窒労組と連携パートナーの関係はなぜ継続性をもったのか。上記の組合幹部や活動家の水俣病患者家族への支援のコミットメントは、継続性の重要な要因の一つである。このコミットメントは、組合幹部・活動家と市民会議、告発する会に参加する市民、および患者家族の間で形成された人的ネットワークに基づいていたといえる。また、組合と社会運動が「組織的学習」によるお互いの課題を自らのものとして取り込む「啓発的協力」(Obach 2004)がある程度形成されたことも、継続性の要因であったと考えられる。組合指導部は、一般組合員に対し水俣病問題に積極的に関わるように呼びかけ、水俣病問題を直接、間接的に扱った機関紙『さいれん』の記事や組合のビラは68年8月から73年8月までの5年間に約270にのぼった。すなわち、組合指導部が促進した「組織的学習」は、一般組合員の水俣病患者家族支援の社会運動への積極的な参加を得ることができなかったものの、チッソで働く労働者の水俣病に対する責任、組合員が置かれている厳しい職場の状況と水俣病患者家族の苦しみとの関連性、不誠実な政府やチッソの水俣病への対応などについて組合員が理解を深めることに貢献した。保守勢力がチッソを中心とした市の経済発展を強調し、新日窒労組や訴訟派・自主交渉派患者の活動を厳しく攻撃するなかで、一般組合員が市の支配層とは異なる理解を得たことは重要である。一般組合員が幹部・活動家の社会運動への関与に対して積極的ではないものの広範な支持を与えたことが⁽²⁶⁾、継続的な連携関係の下支えをしたと(仮説的ではあるが)いえる。

結びにかえて

本稿は、新日窒労組が企業別組合の枠組みを超えて水俣病患者家族支援の社会運動に取り組んだ理由、および組合がどのような連携関係を患者支援団体や患者組織と結んだのかを検討した。他の企業よりも長い間続いた職員・工員の差別、安賃闘争を契機とした組合分裂、安賃闘争後の経営側の第一組合員に対する切り崩し政策などによる組合員の意識の変化などが、新日窒労組が水俣病問題に取り組んだ背景として挙げられてきた。本稿は、これらの背景に加え、組合幹部・活動家と水俣病問題に取り組む一部の市民とのネットワーク形成、自律的な労使関係の欠如、異なったバックグラウンドをもつ組合リーダーの参入が新日窒労組を企業別組合の枠を超えた運動に踏み切らせた要因であると指摘した。本稿はまた、新日窒労組と市民会議・告発する会、患者組織との連携関係の特徴として、連携パートナーの相対的に平等な関係、社会運動に関与した組合員の限定性、「支援」から「共闘」への進展などを挙げた。また、連携関係が継続した一要因として、「組織的学習」による一般組合員の水俣病問題への理解を挙げた。

(26) 新日窒労組の水俣病問題への取り組みに対する組合員の支持の程度は、春闘や秋闘で項目別で行われたスト権投票から窺うことができる。70年4月7日の代議員会でのスト権投票開票では、水俣病問題については賛成701票、反対43票、白紙10票であった(表3の70年4月7日の投票結果を参照)。経済的要求より「反対」や「白紙」が多いものの、賛成の数は圧倒的多数であった。70年5月27日の「公害スト」は、このスト権投票に基づいて行われた。

本稿は、新日窒労組の事例を取り上げることで、企業主義的傾向をもつ日本の労働組合にも企業レベルの労使関係の枠を超えた「社会運動ユニオニズム」に近い事例が歴史的に存在したことを示そうとした。しかし、新日窒労組の事例は「例外的」であり、本稿の分析の「一般化」(generalization)には限界がある。今後の課題は、新日窒労組と他の公害発生企業の企業別組合（とくに公害問題に取り組まなかった組合）との比較分析を通じて、労働組合と社会運動の連携関係の形成要因をより体系的に検討することである。

（すずき・あきら 法政大学大原社会問題研究所教授）

参考文献

- Frege, Carola, Edmund Heery, and Lowell Turner. 2004. "The New Solidarity? Trade Union Coalition-Building in Five Countries. In Carola M. Frege and John Kelly, eds. *Varieties of Unionism: Strategies for Union Revitalization in a Globalizing Economy*. Oxford University Press.
- George, Timothy S. (2001). *Minamata: Pollution and the Struggle for Democracy in Postwar Japan*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- 合化労連新日窒労組（1963）『安賃闘争と反合理化の闘い—水俣闘争小史』。
- 合化労連新日本窒素労働組合（1972a）『安賃闘争10周年記念 水俣病裁判における水俣工場の第一組合労働者の証言』。
- （1972b）『チッソの事態に対して我々はどうかたかうか』。
- （1970）『水俣工場の撤退・首切りにどう対処するか！』。
- 花田昌宣（2013a）「水俣を揺るがした187日—新日窒労組安定賃金争議が照らしたものだもの」花田昌宣、井上ゆかり、山本尚友編『水俣病に向きあった労働者の軌跡』熊本日新新聞社。
- （2013b）「会社の存続・強化を訴えて」花田昌宣、井上ゆかり、山本真尚友編『水俣病に向きあった労働者の軌跡』熊本日新新聞社。
- 本田啓吉先生遺稿・追悼文集刊行会編（2007）『本田啓吉先生遺稿・追悼文集』創想舎。
- 飯島伸子（1970）「産業公害と住民運動—水俣病問題を中心に—」『社会学評論』21（1）：25～45頁。
- 井上ゆかり（2011）「一人ひとりの生き方が問われた六年間—合理化闘争から水俣病への目覚め」花田昌宣・山本尚友監修『さいれん復刻版 第3回配本』柏書房。
- 石田博文（2013）『水俣病と労働者—チッソ水俣の労働者は水俣病にどう向きあったのか—』。
- （1981）『抵抗のなかから—職場からの組織づくり』社青同学習シリーズ10，日本社会主義青年同盟中央委員会。
- 菊地昌典（1983）「チッソ労働組合と水俣病」色川大吉編『水俣の啓示（下）』筑摩書房。
- 小林直毅（2011）「メディア言説としての安定賃金闘争と水俣病事件」『大原社会問題研究所雑誌』（2011年4月，No.630）：29～44頁。
- 松本勉（1973）「—安賃闘争の功罪—私が見た第一組合」合化労連新日本窒素労働組合『安賃闘争』。
- 松本勉，上村好男，中原考矩編（2001）『水俣病患者とともに 日吉フミコ闘いの記録』草風館。
- 松崎次夫（1970）「俺たちと水俣病闘争」『賃金と社会保障』（1970年8月下旬号）：4～10頁。
- Milkman, Ruth（2006）*L.A. Story: Immigrant Workers and the Future of the U.S. Labor Movement*. New York: Russell Sage Foundation.
- Obach, Brian K. 2004. *Labor and the Environmental Movement: The Quest for Common Ground*. Cambridge, Mass.: The MIT Press.
- 岡本達明（2013）「新日本窒素労働組合のあゆみ」花田昌宣、井上ゆかり、山本真尚友編『水俣病に向きあった労働者の軌跡』熊本日新新聞社。
- （1971）「公害闘争と労働組合」『教育評論』（1971年2月）：44～46頁。
- Rhomberg, Chris（2012）*The Broken Table: The Detroit Newspaper Strike and the State of American Labor*. New

York: Russell Sage Foundation.

—— (2010) “A Signal Juncture: The Detroit Newspaper Strike and Post-Accord Labor Relations in the United States,” *American Journal of Sociology*, vol.115, No. 6 : 1853-94.

新日本窒素労働組合 (2010) 「安定賃金闘争を経て、水俣病と闘い、差別是正へ」化学産業複数組合連絡会議編『組合潰しと闘いぬいた労働者たち』アットワークス。

新日本窒素労働組合写真集編集委員会 (2006) 『創った そして闘いぬいた 新日本窒素労働組合59年のあゆみ』新日本窒素労働組合写真集編集委員会。

Tattersall, Amanda. (2006) “Powerful Community Relationships and Union Renewal in Australia,” *Relations Industrielles/ Industrial Relations*, Vol.61, No. 4 : 589-614.

Voss, Kim and Rachel Sherman. (2000) “Breaking the Iron Law of Oligarchy: Union Revitalization in the American Labor Movement.” *American Journal of Sociology*. Vol.106, No. 2 : 202-249.

矢作正 (2004) 「チッソ史 1970-75 I」『浦和論叢』(33) : 43~80頁。

山下善寛 (2004) 「チッソ労働者と水俣病—公害病と職業病との関係」原田正純編著『水俣学講義』日本評論社。

(機関紙等)

『さいれん』(復刻版)

『水俣病対策市民会議ニュース』

『合成化学』

(原資料)

「代議員会議事録」(熊本学園大学水俣学研究センター・現地研究センター所蔵)

「執務日誌 自S.44.4.1～」書記局(熊本学園大学水俣学研究センター・現地研究センター所蔵)

(聞き取り)

山下善寛氏(元新日窒労組委員長), 2012年11月9日, 2013年12月7日。

石田博文氏(元新日窒労組執行委員)聞き取り, 2013年6月29日。